

調理や食事時に使用される器具や容器包装については、化学物質が溶出することで食品を汚染する場合があります。おもちゃについては、乳幼児がなめることにより、化学物質が溶け出し、摂取してしまう可能性があります。

近年、海外から安価な商品が輸入され、消費者へのリスクが高まる中、下記のような回収事例があります。

器具・容器包装、玩具の回収事例



- ・乳幼児用粘土に食品衛生法指定外の着色料が使われていた。
- ・陶磁器製食器から規定を超える鉛が検出された。
- ・木製玩具から着色料が溶出するものがあった。
- ・プラスチック製のおもちゃからフタル酸エステルが検出された。

ボーケンは、食品衛生法に基づく登録検査機関です！

試験実施
アイテム

合成樹脂製の器具又は容器包装
ゴム製の器具又は容器包装
ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装
おもちゃ

国内で製造・販売される器具又は容器包装、おもちゃについては、「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」に適合する必要があります。

また、合成樹脂製品の耐熱及び耐冷試験、なべ・フライパン等の取っ手の取付強度や塗膜の耐摩耗性試験などの物性試験も同時に受検可能です。

納期・費用につきましては、製品や素材により異なります。詳しい検査項目、料金につきましてはお気軽にお問い合わせください。

一般財団法人 ボーケン品質評価機構

大阪事業所 生活用品試験センター TEL:06-6762-5492 / FAX:06-6762-5894

東京事業所 生活用品試験センター TEL:03-5669-1382 / FAX:03-5669-1387